

【参考資料】

令和3年第3回奥州市議会定例会
条例議案 新旧対照表

議案第1号	奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について 奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 奥州市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 奥州市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 奥州市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
議案第2号	奥州市手数料条例の一部改正について
議案第4号	奥州市個人情報保護条例の一部改正について
議案第5号	えさし郷土文化館条例等の一部改正について えさし郷土文化館条例 奥州市種山高原交流施設条例 えさし藤原の郷条例
議案第6号	ひめかゆ健康の森条例及び国見平スキー場条例の一部改正について ひめかゆ健康の森条例 国見平スキー場条例
議案第7号	奥州市公共下水道事業受益者負担に関する条例及び奥州市公共下水道事業受益者分担金条例の一部改正について 奥州市公共下水道事業受益者負担に関する条例 奥州市公共下水道事業受益者分担金条例
議案第8号	奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行
目次 第1章～第9章 略 第10章 補則（第203条・第204条） 附則 （趣旨） 第1条 この条例は、指定地域密着型サービスの事業に係る介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2の2第1項各号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。 （指定地域密着型サービスの事業の一般原則） 第3条 略 2 略 <u>3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> <u>4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> （指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護） 第5条 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、<u>次に掲げるサービスを提供するものとする。</u> (1)～(4) 略 （定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数） 第6条 略 2 オペレーターは、看護師、介護福祉士<u>その他指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第3条の4第2項に規定する厚生労働大臣が定める者（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てなければならない。</u>ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は<u>前項第4号ア</u>の看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に1年以上（指定地域密着型サービス基準第3条の4第2項ただし書に規定する特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）従事した経験を有する者をもって充てる	目次 第1章～第9章 略 第10章 補則（第203条） 附則 （趣旨） 第1条 この条例は、指定地域密着型サービスの事業に係る介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の4第1項及び第2項の規定により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。 （指定地域密着型サービスの事業の一般原則） 第3条 略 2 略 （指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護） 第5条 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、<u>次の各号に掲げるサービスを提供するものとする。</u> (1)～(4) 略 （定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数） 第6条 略 2 オペレーターは、看護師、介護福祉士<u>その他の</u>厚生労働大臣が定める者（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は<u>第1項第4号ア</u>の看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）従事した経験を有する者をもって充てることができる。

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第 1 条関係）

改 正 後	現 行
ことができる。 3・4 略 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に<u>支障がない</u>ときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 (1) 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第121条第 1 項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。<u>第47条第 4 項第 1 号及び第151条第12項において同じ。</u>） (2) 指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等基準第142条第 1 項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。<u>第47条第 4 項第 2 号において同じ。</u>） (3) 指定特定施設（指定居宅サービス等基準第174条第 1 項に規定する指定特定施設をいう。<u>第47条第 4 項第 3 号において同じ。</u>） (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（第82条第 1 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。<u>第47条第 4 項第 4 号において同じ。</u>） (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第110条第 1 項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。<u>第47条第 4 項第 5 号、第64条第 1 項、第65条、第82条第 6 項、第83条第 3 項及び第84条において同じ。</u>） (6) 指定地域密着型特定施設（第129条第 1 項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。<u>第47条第 4 項第 6 号、第64条第 1 項、第65条第 1 項及び第82条第 6 項において同じ。</u>） (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設（第150条第 1 項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。<u>第47条第 4 項第 7 号、第64条第 1 項、第65条第 1 項及び第82条第 6 項において同じ。</u>） (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（第191条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。<u>第47条第 4 項第 8 号及び第 5 章から第 8 章までにおいて同じ。</u>） (9)・(10) 略 (11) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。） (12) 略 6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。 7～10 略 11 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>であって看護師、介護福祉士等であるもののうち 1 人以上を、利用者に対する第26条第 1 項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に従事する者	3・4 略 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に<u>支障がない場合は</u>、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 (1) 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第121条第 1 項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。第151条第12項において同じ。） (2) 指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等基準第142条第 1 項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。） (3) 指定特定施設（指定居宅サービス等基準第174条第 1 項に規定する指定特定施設をいう。） (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（第82条第 1 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。） (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第110条第 1 項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第64条第 1 項、第65条、第82条第 6 項、第83条第 3 項及び第84条において同じ。） (6) 指定地域密着型特定施設（第129条第 1 項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第64条第 1 項、第65条第 1 項及び第82条第 6 項において同じ。） (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設（第150条第 1 項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第64条第 1 項、第65条第 1 項及び第82条第 6 項において同じ。） (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（第191条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第 5 章から第 8 章までにおいて同じ。） (9)・(10) 略 (11) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）<u>第48条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）</u> (12) 略 6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。 7～10 略 11 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、<u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>であって看護師、介護福祉士等であるもののうち 1 人以上を、利用者に対する第26条第 1 項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に従事す

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行
（以下この章において「計画作成責任者」という。）としなければならない。 12 略 （設備及び備品等） 第8条 略 2 略 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器を配布しなければならない。ただし、利用者が適切にオペレーターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りでない。 4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定夜間対応型訪問介護事業者（第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定夜間対応型訪問介護（第45条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第49条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （内容及び手続の説明及び同意） 第9条 略 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定する情報通信技術をいう。）</u>を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 （1）・（2）略 3～6 略 （心身の状況等の把握） 第14条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（奥州市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年奥州市条例第19号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。）第15条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章、第59条の6、第59条の30及び第59条の31において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	る者（以下この章において「計画作成責任者」という。）としなければならない。 12 略 （設備及び備品等） 第8条 略 2 略 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器を配付しなければならない。ただし、利用者が適切にオペレーターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りでない。 4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定夜間対応型訪問介護事業者（第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定夜間対応型訪問介護（第45条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第49条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （内容及び手続の説明及び同意） 第9条 略 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信の技術</u>を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 （1）・（2）略 3～6 略 （心身の状況等の把握） 第14条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章、第59条の6、第59条の28及び第59条の29において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行
（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針） 第23条 略 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行い、<u>その結果</u>を公表し、常にその改善を図らなければならない。 （主治の医師との関係） 第25条 略 2 略 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、主治の医師に次条第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。）及び同条第10項に規定する訪問看護報告書を作成し、訪問看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。 4 医療機関が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を運営する場合にあっては、前2項の規定にかかわらず、第2項の主治の医師の文書による指示並びに前項の定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び次条第10項に規定する訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。 （定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成） 第26条 略 2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画における指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する日時等については、当該居宅サービス計画に定められた指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が提供される日時等にかかわらず、当該居宅サービス計画の内容並びに利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、計画作成責任者が決定することができる。この場合において、計画作成責任者は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を、当該利用者を担当する介護支援専門員に提出するものとする。 3～12 略 （運営規程） 第31条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(7) 略 (8) 虐待の防止のための措置に関する事項	（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針） 第23条 略 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行い、<u>それらの結果</u>を公表し、常にその改善を図らなければならない。 （主治の医師との関係） 第25条 略 2 略 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、主治の医師に次条第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。）及び同条第11項に規定する訪問看護報告書を作成し、訪問看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。 4 医療機関が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を運営する場合にあっては、前2項の規定にかかわらず、第2項の主治の医師の文書による指示並びに前項の定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び次条第11項に規定する訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。 （定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成） 第26条 略 2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画における指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する日時等については、当該居宅サービス計画に定められた指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が提供される日時等にかかわらず、当該居宅サービス計画の内容及び利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、計画作成責任者が決定することができる。この場合において、計画作成責任者は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を、当該利用者を担当する介護支援専門員に提出するものとする。 3～12 略 （運営規程） 第31条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(7) 略

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行
<u>(9) 略</u> （勤務体制の確保等） 第32条 略 2～4 略 5 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> （業務継続計画の策定等） 第32条の2 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u> 2 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</u> 3 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u> （衛生管理等） 第33条 略 2 略 3 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) <u>当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。</u> (2) <u>当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u> (3) <u>当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。</u> （掲示） 第34条 略	<u>(8) 略</u> （勤務体制の確保等） 第32条 略 2～4 略 （衛生管理等） 第33条 略 2 略 （掲示） 第34条 略

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行
<u>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u> （地域との連携等） 第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市の職員（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が市の区域外に所在する場合は、その所在する市町村の職員）又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項、第59条の17第1項及び第87条において「利用者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 2～4 略 （虐待の防止） 第40条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。 (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に對し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。 (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 （記録の整備） 第42条 略 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1)～(3) 略 (4) 第26条第10項に規定する訪問看護報告書	（地域との連携等） 第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 2～4 略 （記録の整備） 第42条 略 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1)～(3) 略 (4) 第26条第11項に規定する訪問看護報告書

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第 1 条関係）

改 正 後	現 行
(5)～(7) 略 (適用除外) 第43条 略 2 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者については、第25条、第26条第4項（同条第9項において準用する場合を含む。）、第5項（同条第9項において準用する場合を含む。）及び第10項から第12項まで並びに前条第2項第3号及び第4号の規定は適用しない。 (指定訪問看護事業者との連携) 第44条 略 2 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、連携する指定訪問看護事業者（以下この項において「連携指定訪問看護事業者」という。）との契約に基づき、当該連携指定訪問看護事業者から、次に掲げる事項について必要な協力を得なければならない。 (1)～(4) 略 (訪問介護員等の員数) 第47条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者（以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。）の職種及び員数は、次のとおりとする。ただし、前条第2項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。 (1) オペレーションセンター従業者 オペレーター（指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。）として1以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として1以上確保されるために必要な数以上 (2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上 (3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上 2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他指定地域密着型サービス基準第6条第2項に規定する厚生労働大臣が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、	(5)～(7) 略 (適用除外) 第43条 略 2 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者については、第25条、第26条第4項（同条第9項において準用する場合を含む。）、第5項（同条第9項において準用する場合を含む。）及び第10項から第12項まで並びに第42条第2項第3号及び第4号の規定は適用しない。 (指定訪問看護事業者との連携) 第44条 略 2 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、連携する指定訪問看護事業者（以下この項において「連携指定訪問看護事業者」という。）との契約に基づき、当該連携指定訪問看護事業者から、次の各号に掲げる事項について必要な協力を得なければならない。 (1)～(4) 略 (訪問介護員等の員数) 第47条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者（以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。）の職種及び員数は、次のとおりとする。ただし、前条第2項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。 (1) オペレーションセンター従業者 オペレーター（指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。）として1以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として1以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。 (2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上とする。 (3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。 2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間訪問介護を提供する時間帯を通じて、これら

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行
指定夜間訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、1年以上（同項ただし書に規定する特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。 3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 (1) 指定短期入所生活介護事業所 (2) 指定短期入所療養介護事業所 (3) 指定特定施設 (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所 (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所 (6) 指定地域密着型特定施設 (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設 (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 (9) 指定介護老人福祉施設 (10) 介護老人保健施設 (11) 指定介護療養型医療施設 (12) 介護医療院 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。 6 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。 7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。 （設備及び備品等） 第49条 略 2 略 3 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーシ	の者との連携を確保しているときは、1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。 （設備及び備品等） 第49条 略 2 略 3 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーシ

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行
ョンセンターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器を配布しなければならない。ただし、利用者が適切にオペレーションセンターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りでない。 4 指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第8条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （運営規程） 第55条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(7) 略 <u>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(9) 略</u> （勤務体制の確保等） 第56条 略 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、<u>指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この項において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者に</u>行わせることができる。 3 <u>前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が市内の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。</u> 4 略 <u>5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u>	ョンセンターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器を配付しなければならない。ただし、利用者が適切にオペレーションセンターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りでない。 4 指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第8条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （運営規程） 第55条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(7) 略 <u>(8) 略</u> （勤務体制の確保等） 第56条 略 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、<u>随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との連携</u>を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、当該他の<u>指定訪問介護事業所の訪問介護員等</u>に行わせることができる。 3 <u>前項の規定にかかわらず、指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合（第32条第2項ただし書の規定により当該夜間対応型訪問介護事業所の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務を行うことにつき市長に認められている場合に限る。）であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が市内の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に</u>行わせることができる。 4 略

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行
（地域との連携等） 第57条 略 <u>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。</u> （記録の整備） 第58条 略 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する<u>次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</u> (1)～(5) 略 （準用） 第59条 第9条から第22条まで、第27条、第28条、<u>第32条の2</u>から第38条まで及び第40条から第41条までの規定は、指定夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「<u>第31条に規定する運営規程</u>」とあるのは「<u>運営規程（第55条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）</u>」と、同項、第19条、<u>第32条の2</u>第2項、第33条第1項並びに第3項第1号及び第3号、<u>第34条第1項並びに第40条の2</u>第1号及び第3号中「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>夜間対応型訪問介護従業者</u>」と、第14条中「<u>計画作成責任者</u>」とあるのは「<u>オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあつては、訪問介護員等）</u>」と、第27条中「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>訪問介護員等</u>」と、「<u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）</u>」とあるのは「<u>指定夜間対応型訪問介護</u>」と読み替えるものとする。 （従業者の員数） 第59条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 (3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。附則第8項において「平成26年整備法」という。）第5条	（地域との連携等） 第57条 略 （記録の整備） 第58条 略 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する<u>次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</u> (1)～(5) 略 （準用） 第59条 第9条から第22条まで、第27条、第28条、第33条から第38条まで、<u>第40条及び第41条の規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項、第19条、第33条及び第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第14条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあつては、訪問介護員等）」と、第27条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）</u>」とあるのは「<u>夜間対応型訪問介護</u>」と読み替えるものとする。</u> （従業者の員数） 第59条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 (3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。附則第8項において「平成26年整備法」という。）第5条

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行
の規定による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市長が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数 (4) 略 2 略 3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。 4～8 略 （設備及び備品等） 第59条の5 略 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 食堂及び機能訓練室 ア 略 イ <u>アの規定にかかわらず</u>、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。 (2) 相談室 <u>遮蔽物</u>の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。 3 略 4 前項ただし書の場合において、指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供するときは、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。 5 略 （利用料等の受領） 第59条の7 略 2 略 3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 (1)～(4) 略 (5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常	による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数 (4) 略 2 略 3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。 4～8 略 （設備及び備品等） 第59条の5 略 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 食堂及び機能訓練室 ア 略 イ <u>アにかかわらず</u>、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。 (2) 相談室 <u>遮へい物</u>の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。 3 略 4 前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。 5 略 （利用料等の受領） 第59条の7 略 2 略 3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 (1)～(4) 略 (5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行
生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが<u>適当と認められるもの</u> 4 前項第3号に掲げる費用については、<u>指定地域密着型サービス基準第24条第4項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</u> 5 略 （指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針） 第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(5) 略 (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供するものとする。<u>この場合において、特に、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。</u> （運営規程） 第59条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(9) 略 <u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(11) 略</u> （勤務体制の確保等） 第59条の13 略 2 略 3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u> <u>4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u>	生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが<u>適当と認められる費用</u> 4 前項第3号に掲げる費用については、<u>別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</u> 5 略 （指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針） 第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(5) 略 (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。 （運営規程） 第59条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(9) 略 <u>(10) 略</u> （勤務体制の確保等） 第59条の13 略 2 略 3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行
（定員の遵守） 第59条の14 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、<u>この限りでない。</u> （非常災害対策） 第59条の15 略 <u>2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u> （衛生管理等） 第59条の16 略 2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 <u>(1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。</u> <u>(2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u> <u>(3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u> （地域との連携等） 第59条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市の職員（当該指定地域密着型通所介護事業所が市の区域外に所在する場合は、その所在する市町村の職員）又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 2～4 略 5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、<u>指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。</u>	（定員の遵守） 第59条の14 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、<u>この限りではない。</u> （非常災害対策） 第59条の15 略 （衛生管理等） 第59条の16 略 2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u> （地域との連携等） 第59条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 2～4 略 5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても<u>指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。</u>

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第１条関係）

改 正 後	現 行
（記録の整備） 第59条の19 略 ２ 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する<u>次に掲げる</u>記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。 （１）～（６）略 （準用） 第59条の20 第９条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、<u>第32条の２</u>、第34条から第38条まで、<u>第40条の２</u>、第41条及び第53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「<u>運営規程（第59条の12に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第１項において同じ。）</u>」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」と、<u>同項、第32条の２第２項、第34条第１項並びに第40条の２第１号及び第３号</u>中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」と読み替えるものとする。 （共生型地域密着型通所介護の基準） 第59条の21 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条第１項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第１項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第１項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第５条第１項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第７条第２項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第４条に規定する指定児童発達支援をいう。第１号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第１項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。<u>同号において同じ。</u>）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。 （１）・（２）略 （準用） 第59条の22 第９条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、<u>第32条の２</u>、第34	（記録の整備） 第59条の19 略 ２ 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する<u>次の各号に掲げる</u>記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。 （１）～（６）略 （準用） 第59条の20 第９条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条及び第53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「<u>第59条の12に規定する重要事項に関する規程</u>」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」と、<u>第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」と読み替えるものとする。 （共生型地域密着型通所介護の基準） 第59条の21 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条第１項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第１項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第１項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第５条第１項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第７条第２項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第４条に規定する指定児童発達支援をいう。第１号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第１項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。 （１）・（２）略 （準用） 第59条の22 第９条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第１条関係）

改 正 後	現 行
条から第38条まで、<u>第40条の２</u>、第41条、第53条、<u>第59条の２</u>、第59条の４及び第59条の５第４項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは、「運営規程（第59条の12に規定する運営規程をいう。<u>第34条第１項において同じ。</u>）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、<u>第32条の２第２項、第34条第１項並びに第40条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と</u>、第59条の５第４項中「<u>前項ただし書の場合において、指定地域密着型通所介護事業者が第１項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供するとき</u>」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の９第４号、第59条の10第５項、<u>第59条の13第３項及び第４項並びに第59条の16第２項第１号及び第３号中「指定地域密着型通所介護事業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者」と</u>、第59条の19第２項第２号中「次条において準用する第20条第２項」とあるのは「第20条第２項」と、同項第３号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第４号中「次条において準用する第38条第２項」とあるのは「第38条第２項」と読み替えるものとする。 （この節の趣旨） 第59条の23　<u>第１節から前節までの規定にかかわらず</u>、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第59条の31に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。 （従業者の員数） 第59条の25　略 ２　前項の療養通所介護従業者のうち１人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に<u>従事するもの</u>でなければならない。 （設備及び備品等） 第59条の28　略 ２　前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を<u>乗じて得た面積</u>以上とする。 ３　略 ４　前項ただし書<u>の場合において</u>、指定療養通所介護事業者が第１項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する<u>ときは</u>、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。	まで、第41条、第53条及び第59条の２、第59条の４、<u>第59条の５第４項並びに前節（第59条の40を除く。）</u>の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは、「運営規程（第59条の12に規定する運営規程をいう。<u>第34条において同じ。</u>）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、<u>第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と</u>、第59条の５第４項中「<u>前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第１項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）</u>」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の９第４号、第59条の10第５項<u>及び第59条の13第３項中「指定地域密着型通所介護事業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者」と</u>、第59条の19第２項第２号中「次条において準用する第20条第２項」とあるのは「第20条第２項」と、同項第３号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第４号中「次条において準用する第38条第２項」とあるのは「第38条第２項」と読み替えるものとする。 （この節の趣旨） 第59条の23　<u>第１節から第４節までの規定にかかわらず</u>、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第59条の31に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。 （従業者の員数） 第59条の25　略 ２　前項の療養通所介護従業者のうち１人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に<u>従事する者</u>でなければならない。 （設備及び備品等） 第59条の28　略 ２　前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を<u>乗じた面積</u>以上とする。 ３　略 ４　前項ただし書<u>の場合（指定療養通所介護事業者が第１項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には</u>、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行
（指定療養通所介護の具体的取扱方針） 第59条の32 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 （1）～（4）略 （5）指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に<u>沿って</u>適切に提供するものとする。 （運営規程） 第59条の36 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、<u>次に掲げる</u>事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 （1）～（8）略 <u>（9）虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>（10）略</u> （緊急時対応医療機関） 第59条の37 略 2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、<u>又は隣接し、若しくは近接して</u>いなければならない。 3 略 （安全・サービス提供管理委員会の設置） 第59条の38 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</u>）（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。 2・3 略 （記録の整備） 第59条の39 略 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する<u>次に掲げる</u>記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 （1）～（7）略 （準用）	（指定療養通所介護の具体的取扱方針） 第59条の32 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 （1）～（4）略 （5）指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に<u>添って</u>適切に提供するものとする。 （運営規程） 第59条の36 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに<u>次に掲げる</u>事業の運営についての重要事項に関する規程（<u>以下この節において「運営規程」という。</u>）を定めておかなければならない。 （1）～（8）略 <u>（9）略</u> （緊急時対応医療機関） 第59条の37 略 2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し<u>又は隣接し若しくは近接して</u>いなければならない。 3 略 （安全・サービス提供管理委員会の設置） 第59条の38 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。 2・3 略 （記録の整備） 第59条の39 略 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する<u>次の各号に掲げる</u>記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 （1）～（7）略 （準用）

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行
第59条の40 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、<u>第32条の2</u>、第34条から第38条まで、<u>第40条の2</u>、第41条、第59条の7（第3項第2号を除く。）、第59条の8及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、<u>第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第59条の36に規定する重要事項に関する規定」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の28第4項」と読み替えるものとする。</u> （従業者の員数） 第61条 単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この項において同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 2・3 略 4 <u>前3項</u>の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（奥州市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年奥州市条例第10号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第5条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項第1号に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における単独型・併設型指定認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。）に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第63条第2項第1号アにおいて同じ。）を12人以下とする。	第59条の40 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第59条の7（第3項第2号を除く。）、第59条の8及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、<u>第34条中「運営規程」とあるのは「第59条の36に規定する重要事項に関する規定」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の28第4項」と読み替えるものとする。</u> （従業者の員数） 第61条 単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。））の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 2・3 略 4 <u>前各項</u>の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（奥州市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年奥州市条例第10号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第5条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項第1号に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における単独型・併設型指定認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。）に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第63条第2項第1号アにおいて同じ。）を12人以下とする。

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行
5～7 略 （管理者） 第62条 略 2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であつて、<u>指定地域密着型サービス基準第43条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</u> （設備及び備品等） 第63条 略 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 （1）食堂及び機能訓練室 ア 略 イ <u>アの規定にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。</u> （2）相談室 <u>遮蔽物</u>の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。 3 略 4 前項ただし書の場合において、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供するときは、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。 5 略 （従業者の員数） 第64条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設（<u>第66条第1項において「本体事業所等」という。</u>）の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護（以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第8条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型	5～7 略 （管理者） 第62条 略 2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であつて、<u>別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</u> （設備及び備品等） 第63条 略 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 （1）食堂及び機能訓練室 ア 略 イ <u>アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。</u> （2）相談室 <u>遮へい物</u>の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。 3 略 4 前項ただし書の場合（<u>単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。</u>）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。 5 略 （従業者の員数） 第64条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護（以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第8条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行
指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第110条、第130条若しくは第151条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。 2 略 （利用定員等） 第65条 略 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第82条第7項、<u>第110条第9項</u>及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。 （管理者） 第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとするほか、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な共用型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であつて、<u>指定地域密着型サービス基準第43条第2項</u>に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 （指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針） 第70条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(5) 略 (6) 指定認知症対応型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に<u>沿って</u>適切に提供するものとする。 （認知症対応型通所介護計画の作成）	じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第110条、第130条若しくは第151条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。 2 略 （利用定員等） 第65条 略 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第82条第7項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。 （管理者） 第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な共用型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であつて、<u>第62条第2項</u>に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 （指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針） 第70条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(5) 略 (6) 指定認知症対応型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に<u>添って</u>適切に提供するものとする。 （認知症対応型通所介護計画の作成）

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行
第71条 指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者（第62条又は第66条の管理者をいう。以下この条において同じ。）は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。 2～5 略 （運営規程） 第73条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(9) 略 <u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(11) 略</u> （記録の整備） 第79条 略 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する<u>次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</u> (1)～(6) 略 （準用） 第80条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、<u>第32条の2</u>、第34条から第38条まで、<u>第40条の2</u>、第41条、第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9	第71条 指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者（第62条又は第66条の管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。 2～5 略 （運営規程） 第73条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(9) 略 <u>(10) 略</u> <u>（事故発生時の対応）</u> <u>第78条の2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</u> <u>2 指定認知症対応型通所介護事業者は前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</u> <u>3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</u> <u>4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第63条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</u> （記録の整備） 第79条 略 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する<u>次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</u> (1)～(6) 略 （準用） 第80条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定す

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行												
条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「<u>運営規程（第73条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）</u>」と、<u>同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、並びに第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第63条第4項」と読み替えるものとする。</u> （従業者の員数等） 第82条 略 2～5 略 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。 <table><tr><td>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</td><td>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、<u>指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院</u></td><td>介護職員</td></tr><tr><td>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</td><td>前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は<u>指定認知症対応型通所介護事業所</u></td><td>看護師又は准看護師</td></tr></table> 7～10 略 11 前項の介護支援専門員は、<u>指定地域密着型サービス基準第63条第11項に規定する</u>厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。 12 第10項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の研修を修了している者（<u>第96条第1項</u>において「研修修了者」という。）を置くことができる。 13 略 （管理者）	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、 <u>指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院</u>	介護職員	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は <u>指定認知症対応型通所介護事業所</u>	看護師又は准看護師	る運営規程」とあるのは「<u>第73条に規定する重要事項に関する規程</u>」と、「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>認知症対応型通所介護従業者</u>」と、第34条中「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>認知症対応型通所介護従業者</u>」と、第59条の17第1項中「<u>地域密着型通所介護について知見を有する者</u>」とあるのは「<u>認知症対応型通所介護について知見を有する者</u>」と、第59条の18第4項中「<u>第59条の5第4項</u>」とあるのは「<u>第63条第4項</u>」と読み替えるものとする。 （従業者の員数等） 第82条 略 2～5 略 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。 <table><tr><td>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</td><td>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院</td><td>介護職員</td></tr><tr><td>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</td><td>前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、<u>指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</u></td><td>看護師又は准看護師</td></tr></table> 7～10 略 11 前項の介護支援専門員は、<u>別に</u>厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。 12 第10項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の<u>別に</u>厚生労働大臣が定める研修を修了している者（<u>第96条</u>において「研修修了者」という。）を置くことができる。 13 略 （管理者）	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	介護職員	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、 <u>指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</u>	看護師又は准看護師
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、 <u>指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院</u>	介護職員											
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は <u>指定認知症対応型通所介護事業所</u>	看護師又は准看護師											
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	介護職員											
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、 <u>指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</u>	看護師又は准看護師											

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行
第83条 略 2 略 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、<u>第111条第3項</u>、第112条及び第193条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、<u>指定地域密着型サービス基準第64条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</u> （指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者） 第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは<u>訪問介護員等</u>として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、<u>指定地域密着型サービス基準第65条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</u> （設備及び備品等） 第86条 略 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 （1）略 （2）宿泊室 ア・イ 略 ウ <u>ア及びイの基準を満たす宿泊室</u>（以下「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。 エ 略 3～5 略 （心身の状況等の把握） 第87条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第82条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第93条において同じ。）が	第83条 略 2 略 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、<u>第111条第2項</u>、第112条及び第193条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、<u>別に</u>厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 （指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者） 第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、<u>訪問介護員等</u>として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、<u>別に</u>厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 （設備及び備品等） 第86条 略 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 （1）略 （2）宿泊室 ア・イ 略 ウ <u>ア及びイを満たす宿泊室</u>（以下「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。 エ 略 3～5 略 （心身の状況等の把握） 第87条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第82条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第93条において同じ。）が

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行
開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。<u>ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</u>）をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 （利用料等の受領） 第90条 略 2 略 3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、<u>次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</u> (1)～(5) 略 (6) 前各号に掲げるもののほか、指定小規模多機能型居宅介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 4 前項第3号及び第4号に掲げる費用については、<u>指定地域密着型サービス基準第71条第4項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</u> 5 略 （指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針） 第91条 略 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、<u>その結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</u> （指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針） 第92条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(5) 略 (6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、<u>前号</u>の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 (7)・(8) 略 （居宅サービス計画の作成） 第93条 略 2 介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、<u>指定居宅介護支援等基準条</u>	開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を招集して行う会議をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 （利用料等の受領） 第90条 略 2 略 3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、<u>次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</u> (1)～(5) 略 (6) 前各号に掲げるもののほか、指定小規模多機能型居宅介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 4 前項第3号及び第4号に掲げる費用については、<u>別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</u> 5 略 （指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針） 第91条 略 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、<u>それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</u> （指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針） 第92条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(5) 略 (6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、<u>前項</u>の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 (7)・(8) 略 （居宅サービス計画の作成） 第93条 略 2 介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、<u>指定居宅介護支援等基準第</u>

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行
<u>例第15条各号に掲げる具体的取扱方針に沿って行うものとする。</u> （小規模多機能型居宅介護計画の作成） 第96条 略 2 略 3 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を<u>行わなければならない。</u> 4～7 略 （運営規程） 第100条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(9) 略 <u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(11) 略</u> （定員の遵守） 第101条 略 <u>2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画であって、市が定めるものをいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市が次期の介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。</u> （非常災害対策） 第102条 略 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に<u>当たっては</u>、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	<u>13条各号に掲げる具体的取組方針に沿って行うものとする。</u> （小規模多機能型居宅介護計画の作成） 第96条 略 2 略 3 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を<u>行わなくてはならない。</u> 4～7 略 （運営規程） 第100条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(9) 略 <u>(10) 略</u> （定員の遵守） 第101条 略 （非常災害対策） 第102条 略 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に<u>当たって</u>、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行
（協力医療機関等） 第103条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を<u>定めておかなければならない</u>。 2・3 略 （記録の整備） 第107条 略 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する<u>次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない</u>。 (1)～(8) 略 （準用） 第108条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、<u>第32条の2</u>、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16及び第59条の17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「<u>運営規程（第100条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）</u>」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「<u>第5章第4節</u>」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「<u>小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「<u>小規模多機能型居宅介護について知見を有する者</u>」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「<u>通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況</u>」と読み替えるものとする。 （従業者の員数） 第110条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第70条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第113条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほ	（協力医療機関等） 第103条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を<u>定めておかねばならない</u>。 2・3 略 （記録の整備） 第107条 略 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する<u>次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない</u>。 (1)～(8) 略 （準用） 第108条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、<u>第41条</u>、第59条の11、第59条の13、第59条の16及び第59条の17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「<u>第100条に規定する重要事項に関する規程</u>」と、「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「<u>第5章第4節</u>」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「<u>小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「<u>小規模多機能型居宅介護について知見を有する者</u>」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「<u>通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況</u>」と読み替えるものとする。 （従業者の員数） 第110条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第70条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第113条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほ

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行
か、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。以下この項において同じ。）を行わせるために必要な数以上とする。ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合であり、かつ、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。 2～4 略 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>指定認知症対応型共同生活介護事業所</u>ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>指定認知症対応型共同生活介護事業所</u>における他の職務に従事することができるものとする。 6 前項の計画作成担当者は、<u>指定地域密着型サービス基準第90条第6項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者</u>でなければならない。 7・8 略 9 <u>第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の研修を修了している者を置くことができる。</u> 10 略 11 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条第1項から<u>第10項</u>までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （管理者） 第111条 略 2 前項本文の規定にかかわらず、<u>共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。</u>	か、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。）を行わせるために必要な数以上とする。 2～4 略 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>共同生活住居</u>ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>共同生活住居</u>における他の職務に従事することができるものとする。 6 前項の計画作成担当者は、<u>別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者</u>でなければならない。 7・8 略 9 略 10 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条第1項から<u>第9項</u>までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （管理者） 第111条 略

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行
<u>3</u> 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、<u>指定地域密着型サービス基準第91条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</u> （指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者） 第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、<u>指定地域密着型サービス基準第92条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</u> 第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）とする。 2～7 略 （指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針） 第117条 略 2～6 略 7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 （1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</u>）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。 （2）・（3）略 8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に<u>次に掲げるいずれかの</u>評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。 <u>（1）外部の者による評価</u> <u>（2）第128条において準用する第59条の17第1項に規定する運営推進会議における評価</u> （認知症対応型共同生活介護計画の作成） 第118条 共同生活住居の管理者は、計画作成担当者（<u>第110条第5項の</u>計画作成担当者をいう。以下この条	<u>2</u> 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、<u>別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</u> （指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者） 第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、<u>別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</u> 第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。<u>ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。</u> 2～7 略 （指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針） 第117条 略 2～6 略 7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 （1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。 （2）・（3）略 8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に<u>外部の者による</u>評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。 （認知症対応型共同生活介護計画の作成） 第118条 共同生活住居の管理者は、計画作成担当者（<u>第110条第7項の</u>計画作成担当者をいう。以下この条

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行
において同じ。）に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 2～7 略 （管理者による管理） 第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サ テライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、<u>本体事業所が提供する指定認知症対応型共 同生活介護を除く。</u>）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事 業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設 等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。 （運営規程） 第122条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営について の重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1) 略 (2) 従業員の職種、員数及び職務の内容 (3)～(6) 略 (7) 虐待の防止のための措置に関する事項 (8) 略 （勤務体制の確保等） 第123条 略 2 前項の従業員の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよ う、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保し なければならない。<u>その際、指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看 護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その 他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講 じなければならない。</u> 4 <u>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観 点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ 相当な範囲を超えたものにより介護従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等 の必要な措置を講じなければならない。</u> （記録の整備） 第127条 略	において同じ。）に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 2～7 略 （管理者による管理） 第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、 指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は 社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあるこ と等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。 （運営規程） 第122条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営について の重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1) 略 (2) 従業員の職種、員数及び職務内容 (3)～(6) 略 (7) 略 （勤務体制の確保等） 第123条 略 2 前項の介護従業員の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができ るよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保し なければならない。 （記録の整備） 第127条 略

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第 1 条関係）

改 正 後	現 行
2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する<u>次</u>に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。 (1)～(7) 略 (準用) 第128条 第 9 条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、<u>第32条の 2</u>、第34条から第36条まで、第38条、第40条から<u>第41条まで</u>、第59条の11、第59条の16、第59条の17第 1 項から第 4 項まで、第99条、第102条及び<u>第104条</u>の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「<u>運営規程（第122条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第 1 項において同じ。）</u>」と、同項、第32条の 2 第 2 項、第34条第 1 項並びに第40条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第 2 項中「この節」とあるのは「第 6 章第 4 節」と、第59条の16第 2 項第 1 号及び第 3 号中「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」とあるのは「介護従業者」と、第59条の17第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。 (従業者の員数) 第130条 略 2～4 略 5 第 1 項第 3 号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該<u>指定地域密着型特定施設</u>における他の職務に従事することができるものとする。 6 第 1 項第 4 号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、地域密着型特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>指定地域密着型特定施設</u>における他の職務に従事することができるものとする。 7～10 略 (管理者) 第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所<u>若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の職務に従事することができるものとする。	2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する<u>次の各号</u>に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。 (1)～(7) 略 (準用) 第128条 第 9 条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第36条まで、第38条、第40条、<u>第41条</u>、第59条の11、第59条の16、第59条の17第 1 項から第 4 項まで、第99条、第102条及び<u>第104条まで</u>の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「<u>第122条に規定する重要事項に関する規程</u>」と、「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>介護従業者</u>」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第 2 項中「この節」とあるのは「第 6 章第 4 節」と、第59条の17第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。 (従業者の員数) 第130条 略 2～4 略 5 第 1 項第 3 号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該<u>地域密着型特定施設</u>における他の職務に従事することができるものとする。 6 第 1 項第 4 号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、地域密着型特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>地域密着型特定施設</u>における他の職務に従事することができるものとする。 7～10 略 (管理者) 第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所<u>又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の職務に従事することができるものとする。

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行
第132条 略 2・3 略 4 指定地域密着型特定施設の介護居室（指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。以下同じ。）、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室は、次の基準を満たさなければならない。 (1) 介護居室は、次の基準を満たすこと。 ア 一の<u>介護居室</u>の定員は、1人とする<u>こと</u>。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とする<u>ことができるものとする</u>。 イ～エ 略 (2)・(3) 略 (4) 便所は、<u>介護居室</u>のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。 (5)・(6) 略 5～7 略 （内容及び手続の<u>説明並びに</u>契約の締結等） 第133条 略 2 略 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ<u>第1項の契約に係る文書に明記しなければならない</u>。 4 略 （指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針） 第138条 略 2～5 略 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</u>）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)・(3) 略 7 略	第132条 略 2・3 略 4 指定地域密着型特定施設の介護居室（指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。以下同じ。）、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室は、次の基準を満たさなければならない。 (1) 介護居室は、次の基準を満たすこと。 ア 一の<u>居室</u>の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とする<u>ことができるものとする</u>。 イ～エ 略 (2)・(3) 略 (4) 便所は、<u>居室</u>のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。 (5)・(6) 略 5～7 略 （内容及び手続の<u>説明及び</u>契約の締結等） 第133条 略 2 略 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ<u>第一項の契約に係る文書に明記しなければならない</u>。 4 略 （指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針） 第138条 略 2～5 略 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)・(3) 略 7 略

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	現 行
（地域密着型特定施設サービス計画の作成） 第139条 略 2 略 3 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望及び利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の地域密着型特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ地域密着型特定施設サービス計画の原案を作成しなければならない。 4・5 略 6 計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画の作成後においても、他の地域密着型特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、地域密着型特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて地域密着型特定施設サービス計画の変更を行うものとする。 7 略 （運営規程） 第145条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1) 略 (2) 地域密着型特定施設従業者の職種、員数及び職務の内容 (3)～(8) 略 <u>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(10) 略</u> （勤務体制の確保等） 第146条 略 2・3 略 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、<u>全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u> <u>5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u>	（地域密着型特定施設サービス計画の作成） 第139条 略 2 略 3 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の地域密着型特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ地域密着型特定施設サービス計画の原案を作成しなければならない。 4・5 略 6 計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画作成後においても、他の地域密着型特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、地域密着型特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて地域密着型特定施設サービス計画の変更を行うものとする。 7 略 （運営規程） 第145条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1) 略 (2) 地域密着型特定施設従業者の職種、員数及び職務内容 (3)～(8) 略 <u>(9) 略</u> （勤務体制の確保等） 第146条 略 2・3 略 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行
（記録の整備） 第148条 略 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する<u>次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</u> (1)～(8) 略 （準用） 第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、<u>第32条の2</u>、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>地域密着型特定施設従業者</u>」と、第34条第1項中「<u>運営規程</u>」とあるのは「<u>第145条に規定する重要事項に関する規程</u>」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「<u>第7章第4節</u>」と、<u>第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、<u>第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と読み替えるものとする。</u></u> （従業者の員数） 第151条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。<u>ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。</u> (1)～(3) 略 (4) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1以上 (5)・(6) 略 2 略 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。	（記録の整備） 第148条 略 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する<u>次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</u> (1)～(8) 略 （準用） 第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条までの規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」とあるのは「<u>地域密着型特定施設従業者</u>」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「<u>第7章第4節</u>」と、第59条の17第1項中「<u>地域密着型通所介護について知見を有する者</u>」とあるのは「<u>地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者</u>」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。 （従業者の員数） 第151条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) 栄養士 1以上 (5)・(6) 略 2 略 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。<u>ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及</u>

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行
4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、次条第1項第6号並びに第180条第1項第3号において同じ。））、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 5～7 略 8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 (1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 <u>生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員</u> (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士若しくは管理栄養士、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員 (3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。） (4) 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員 9～11 略 12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る指定介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）<u>第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所</u>（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設さ	<u>び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設介護職員及び看護職員（第187条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</u> 4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、第152条第1項第6号並びに第180条第1項第3号において同じ。））、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 5～7 略 8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 (1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 <u>栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員</u> (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員 (3) 病院 栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。） (4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員 9～11 略 12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る指定介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。<u>以下「指定介護予防サービス等基準」という。</u>第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。<u>以下同じ。</u>）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行
れる場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 14～17 略 （設備） 第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。 （1）～（7）略 （8）廊下幅 1.5メートル以上（中廊下にあつては、<u>1.8メートル以上</u>）とすること。<u>ただし</u>、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。 （9）略 2 略 （利用料等の受領） 第156条 略 2 略 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。 （1）・（2）略 （3）<u>指定地域密着型サービス基準第136条第3項第3号に規定する厚生労働大臣の定める基準</u>に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 （4）<u>指定地域密着型サービス基準第136条第3項第4号に規定する厚生労働大臣の定める基準</u>に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 （5）・（6）略 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、<u>指定地域密着型サービス基準第136条第4項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</u> 5 略 （指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針） 第157条 略 2～5 略 6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 （1）<u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことがで</u>	所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 14～17 略 （設備） 第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。 （1）～（7）略 （8）廊下幅 1.5メートル以上とすること。<u>ただし</u>、中廊下の幅は、<u>1.8メートル以上とすること。なお</u>、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。 （9）略 2 略 （利用料等の受領） 第156条 略 2 略 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。 （1）・（2）略 （3）<u>厚生労働大臣の定める基準</u>に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 （4）<u>厚生労働大臣の定める基準</u>に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 （5）・（6）略 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、<u>別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</u> 5 略 （指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針） 第157条 略 2～5 略 6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 （1）<u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結</u>

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行
きるものとする。）」を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)・(3) 略 7 略 （地域密着型施設サービス計画の作成） 第158条 略 2～5 略 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）をいう。以下この章において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。 7～12 略 （栄養管理） 第163条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。 （口腔衛生の管理） 第163条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。 （運営規程） 第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(7) 略 (8) 虐待の防止のための措置に関する事項 (9) 略 （勤務体制の確保等） 第169条 略	果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)・(3) 略 7 略 （地域密着型施設サービス計画の作成） 第158条 略 2～5 略 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下この章において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。 7～12 略 （運営規程） 第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(7) 略 (8) 略 （勤務体制の確保等） 第169条 略

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	現行
2 略 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</u>その際、指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）</u>に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 （衛生管理等） 第171条 略 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</u>）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2) 略 (3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修<u>並びに</u>感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、<u>指定地域密着型サービス基準第151条第2項第4号に規定する</u>厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。 （事故発生の防止及び発生時の対応） 第175条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、<u>次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) ・(2) 略 (3) 事故発生の防止のための委員会（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</u>）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 <u>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u> 2～4 略 （記録の整備） 第176条 略	2 略 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</u> （衛生管理等） 第171条 略 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2) 略 (3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、<u>別に</u>厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。 （事故発生の防止及び発生時の対応） 第175条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、<u>次の各号に定める措置を講じなければならない。</u> (1) ・(2) 略 (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 2～4 略 （記録の整備） 第176条 略

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行
2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する<u>次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</u> (1)～(7) 略 (準用) 第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、<u>第32条の2</u>、第34条、第36条、第38条、<u>第40条の2</u>、第41条、第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「<u>運営規程（第168条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）</u>」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>従業者</u>」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「<u>入所の際に</u>」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「<u>要介護認定</u>」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「<u>第8章第4節</u>」と、第59条の17第1項中「<u>地域密着型通所介護について知見を有する者</u>」とあるのは「<u>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者</u>」と、「6月」とあるのは「<u>2月</u>」と読み替えるものとする。 (この節の趣旨) 第178条 第1節及び前2節の規定にかかわらず、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。 (設備) 第180条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。 (1) ユニット ア 居室 (イ) 略 (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、<u>原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。</u> (ウ) 一の居室の床面積等は、<u>床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(7)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。</u>	2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する<u>次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</u> (1)～(7) 略 (準用) 第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「<u>第168条に規定する重要事項に関する規程</u>」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>従業者</u>」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「<u>入所の際に</u>」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「<u>要介護認定</u>」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>従業者</u>」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「<u>第8章第4節</u>」と、第59条の17第1項中「<u>地域密着型通所介護について知見を有する者</u>」とあるのは「<u>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者</u>」と、「6月」とあるのは「<u>2月</u>」と読み替えるものとする。 (この節の趣旨) 第178条 第1節、第3節及び前節の規定にかかわらず、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。 (設備) 第180条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。 (1) ユニット ア 居室 (イ) 略 (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、<u>おおむね10人以下としなければならない。</u> (ウ) 一の居室の床面積等は、<u>次のいずれかを満たすこと。</u> a 10.65平方メートル以上とすること。ただし、(7)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	現 行
(エ) 略 イ～エ 略 (2)・(3) 略 (4) 廊下幅 1.5メートル以上（中廊下にあつては、1.8メートル以上）とすること。<u>ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。</u> (5) 略 2 略 （利用料等の受領） 第181条 略 2 略 3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。 (1)・(2) 略 (3) <u>指定地域密着型サービス基準第161条第3項第3号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</u> (4) <u>指定地域密着型サービス基準第161条第3項第4号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</u> (5)・(6) 略 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、<u>指定地域密着型サービス基準第161条第4項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</u> 5 略 （指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針） 第182条 略 2～4 略 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に<u>当たっては</u>、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 6・7 略 8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を	<u>ル以上とすること。</u> b <u>ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。</u> (エ) 略 イ～エ 略 (2)・(3) 略 (4) 廊下幅 1.5メートル以上とすること。<u>ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。</u> (5) 略 2 略 （利用料等の受領） 第181条 略 2 略 3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。 (1)・(2) 略 (3) <u>厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</u> (4) <u>厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</u> (5)・(6) 略 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、<u>別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</u> 5 略 （指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針） 第182条 略 2～4 略 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に<u>当たって</u>、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 6・7 略 8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行
講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</u>）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)・(3) 略 9 略 （食事） 第184条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。 2～4 略 （社会生活上の便宜の提供等） 第185条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。 2～4 略 （運営規程） 第186条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(8) 略 <u>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(10) 略</u> （勤務体制の確保等） 第187条 略 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、<u>次に定める職員配置を行わなければならない。</u> (1)～(3) 略 3 略 4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者の資質の向上のために、<u>その研修の機会を確保しなければならない。その際、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者</u>	講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)・(3) 略 9 略 （食事） 第184条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。 2～4 略 （社会生活上の便宜の提供等） 第185条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。 2～4 略 （運営規程） 第186条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(8) 略 <u>(9) 略</u> （勤務体制の確保等） 第187条 略 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、<u>次の各号に定める職員配置を行わなければならない。</u> (1)～(3) 略 3 略 4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、<u>その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</u>

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行
<u>その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u> <u>5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> （準用） 第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、<u>第32条の2</u>、第34条、第36条、第38条、<u>第40条の2</u>、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「<u>運営規程（第186条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）</u>」と、同項、<u>第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号、<u>第5号及び第7号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。</u></u> （従業者の員数等） 第191条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護事業をいう。以下同じ。）の提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス（看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う看護小規模多機能型居宅介護（第82条第7項に規定する本体事業所である指定看護小規模	（準用） 第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「<u>第186条に規定する重要事項に関する規程</u>」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、<u>第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号<u>及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。</u></u> （従業者の員数等） 第191条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護事業をいう。以下同じ。）の提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス（看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う看護小規模多機能型居宅介護（第82条第7項に規定する本体事業所である指定看護小規模

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行
多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第6項において同じ。）に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。 2～10 略 11 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。 12 前項の介護支援専門員は、<u>指定地域密着型サービス基準第171条第12項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。</u> 13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の研修を修了している者（第199条において「研修修了者」という。）を置くことができる。 14 略 （管理者） 第192条 略 2 略 3 第1項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、<u>指定地域密着型サービス基準第172条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。</u>	多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第6項において同じ。）に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。 2～10 略 11 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。 12 前項の介護支援専門員は、<u>別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。</u> 13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の<u>別に厚生労働大臣が定める</u>研修を修了している者（第199条において「研修修了者」という。）を置くことができる。 14 略 （管理者） 第192条 略 2 略 3 第1項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、<u>別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。</u>

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行
（指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者） 第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、<u>指定地域密着型サービス基準第173条に規定する</u>厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。 （設備及び備品等） 第195条 略 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 （1）略 （2）宿泊室 ア・イ 略 ウ ア及びイの基準を満たす宿泊室（以下この号において「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。 エ・オ 略 3・4 略 （指定看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針） 第196条 略 2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定看護小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、<u>その結果</u>を公表し、常にその改善を図らなければならない。 （看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成） 第199条 略 2～7 略 8 第2項から<u>第6項</u>までの規定は、前項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画の変更について準用する。 9・10 略	（指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者） 第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）等の従業者、<u>訪問介護員等</u>として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、<u>別に</u>厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。 （設備及び備品等） 第195条 略 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 （1）略 （2）宿泊室 ア・イ 略 ウ ア及びイを満たす宿泊室（以下この号において「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。 エ・オ 略 3・4 略 （指定看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針） 第196条 略 2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定看護小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、<u>それらの結果</u>を公表し、常にその改善を図らなければならない。 （看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成） 第199条 略 2～7 略 8 第2項から<u>第7項</u>までの規定は、前項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画の変更について準用する。 9・10 略

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行
（記録の整備） 第201条 略 2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する<u>次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</u> (1)～(4) 略 (5) <u>第199条第9項に規定する看護小規模多機能型居宅介護報告書</u> (6)～(10) 略 （準用） 第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、<u>第32条の2</u>、第34条から第38条まで、第40条から<u>第41条まで</u>、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで及び<u>第106条</u>の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「<u>運営規程（第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）</u>」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び<u>第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、<u>第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。</u></u> 第10章 補則 （電磁的記録等） 第203条 <u>指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項（第59条、第59条の20、第59条の22、第59条の40、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び前条において準用する場合を含む。）、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項（第189条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことが</u>	（記録の整備） 第201条 略 2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する<u>次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</u> (1)～(4) 略 (5) <u>第199条第10項に規定する看護小規模多機能型居宅介護報告書</u> (6)～(10) 略 （準用） 第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、<u>第41条</u>、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで及び<u>第106条までの規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、<u>第59条の13中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。</u></u> 第10章 補則

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行
できる。 2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができる方法をいう。）によることができる。 （委任） <u>第204条</u> 略 附 則 1 略 （経過措置） 2 介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則第3条の規定により指定認知症対応型通所介護事業者とみなされた者に係る第62条第2項及び第66条第2項の規定の適用については、<u>これらの規定中「者であって、指定地域密着型サービス基準第43条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」とする。</u> 3・4 略 5 一般病床（医療法第7条第2項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第7項において同じ。）又は療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床について<u>令和6年3月31日</u>までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行って、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供の場合はその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う場合はその実施に支障がない広さを確保できるときにあっては、同一の場所とすることができるものとする。 6 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床について<u>令和6年3月31日</u>までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行って、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室の基準は、第152条第1項第7号アの規定にかかわらず、次に掲げる	（委任） <u>第203条</u> 略 附 則 1 略 （経過措置） 2 介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則第3条の規定により指定認知症対応型通所介護事業者とみなされた者に係る第62条第2項及び第66条第2項の規定の適用については、<u>第62条第2項中「者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」と、第66条第2項中「者であって、第62条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」とする。</u> 3・4 略 5 一般病床（医療法第7条第2項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第7項において同じ。）又は療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床について<u>平成36年3月31日</u>までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行って、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供の場合はその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う場合はその実施に支障がない広さを確保できるときにあっては、同一の場所とすることができるものとする。 6 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床について<u>平成36年3月31日</u>までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行って、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室の基準は、第152条第1項第7号アの規定にかかわらず、次に掲げる

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行
基準のいずれかに適合することとする。 (1)・(2) 略 7 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床について令和6年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行って、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合における当該転換に係る廊下の幅については、第152条第1項第8号及び第180条第1項第4号の規定にかかわらず、1.2メートル以上（中廊下にある場合は、1.6メートル以上）とする。 8 略 9 第130条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 10 第132条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。	基準のいずれかに適合することとする。 (1)・(2) 略 7 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床について平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行って、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合における当該転換に係る廊下の幅については、第152条第1項第8号及び第180条第1項第4号の規定にかかわらず、1.2メートル以上（中廊下にある場合は、1.6メートル以上）とする。 8 略 9 第130条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 10 第132条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

改 正 後	現 行
目次 第1章～第4章 略 第5章 補則（第91条・第92条） 附則 （指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則） 第3条 略 2 略 <u>3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> <u>4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> （従業者の員数） 第5条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この項において同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 2・3 略 4 前3項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者（当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者（奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年奥州市条例第9号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第61条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護（同項第1号に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。）に対して一体的に行われるものをい	目次 第1章～第4章 略 第5章 補則（第91条） 附則 （指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則） 第3条 略 2 略 （従業者の員数） 第5条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。））の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 2・3 略 4 前各項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者（当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者（奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年奥州市条例第9号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第61条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護（同項第1号に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。）に対して一体的に行われるものをい

奥州市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 後	現 行
い、その利用定員（当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第7条第2項第1号アにおいて同じ。）を12人以下とする。 5～7 略 （管理者） 第6条 略 2 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、<u>指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）</u>第6条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 （設備及び備品等） 第7条 略 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 （1）食堂及び機能訓練室 ア 略 イ <u>アの規定にかかわらず</u>、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。 （2）相談室 <u>遮蔽物</u>の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。 3 略 4 前項ただし書の場合において単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供するときは、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。 5 略 （従業者の員数） 第8条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。<u>次条第1項において同じ。</u>）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準条例第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。<u>次条第1項及び第44条第6項において同じ。</u>）若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第150条第1項に規定する	い、その利用定員（当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第7条第2項第1号アにおいて同じ。）を12人以下とする。 5～7 略 （管理者） 第6条 略 2 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、<u>別に</u>厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 （設備及び備品等） 第7条 略 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 （1）食堂及び機能訓練室 ア 略 イ <u>アにかかわらず</u>、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。 （2）相談室 <u>遮へい物</u>の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。 3 略 4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。 5 略 （従業者の員数） 第8条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。<u>次条において同じ。</u>）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準条例第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。<u>次条及び第44条第6項において同じ。</u>）若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第150条第1項に規定する指定地域密

改 正 後	現 行
指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条第1項及び第44条第6項において同じ。）の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設（第10条第1項において「本体事業所等」という。）の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第64条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条第1項において同じ。）の数を合計した数について、第71条又は指定地域密着型サービス基準条例第110条、第130条若しくは第151条の規定を満たすために必要な数以上とする。	着型介護老人福祉施設をいう。次条及び第44条第6項において同じ。）の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第64条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第71条又は指定地域密着型サービス基準条例第110条、第130条若しくは第151条の規定を満たすために必要な数以上とする。
2 略	2 略
（利用定員等）	（利用定員等）
第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）においては施設ごとに1日当たり3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする。	第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準第158条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）においては施設ごとに1日当たり3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする。
2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）の運営（同条第7項及び第71条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。	2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）の運営（第44条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

改 正 後	現 行
（管理者） 第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとするほか、<u>当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。</u> 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な共用型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、<u>指定地域密着型介護予防サービス基準第6条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</u> （内容及び手続の説明及び同意） 第11条 略 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定する情報通信技術をいう。）</u>を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 （1）・（2）略 3～6 略 （心身の状況等の把握） 第16条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（奥州市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年奥州市条例第15号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第32条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 （介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供） 第19条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防サービス計画（施行規則第85条の2第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、<u>当該介護予防サービス計画</u>に沿った指定介護予防認知症対応型通所介護を提供しなければならない。	（管理者） 第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な共用型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、第6条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 （内容及び手続の説明及び同意） 第11条 略 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信の技術</u>を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 （1）・（2）略 3～6 略 （心身の状況等の把握） 第16条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 （介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供） 第19条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防サービス計画（施行規則第85条の2第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、<u>当該計画</u>に沿った指定介護予防認知症対応型通所介護を提供しなければならない。

改 正 後	現 行
（介護予防サービス計画の変更の援助） 第20条 略 （利用料等の受領） 第22条 略 2 略 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、<u>次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</u> （1）～（4）略 （5） 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 4 前項第3号に掲げる費用については、<u>指定地域密着型介護予防サービス基準第22条第4項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</u> 5 略 （運営規程） 第27条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 （1）～（9）略 <u>（10） 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>（11） 略</u> （勤務体制の確保等） 第28条 略 2 略 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u> <u>4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されるこ</u>	（介護予防サービス計画等の変更の援助） 第20条 略 （利用料等の受領） 第22条 略 2 略 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、<u>次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</u> （1）～（4）略 （5） 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 4 前項第3号に掲げる費用については、<u>別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</u> 5 略 （運営規程） 第27条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 （1）～（9）略 <u>（10） 略</u> （勤務体制の確保等） 第28条 略 2 略 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

改 正 後	現 行
<u>とを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> <u>（業務継続計画の策定等）</u> 第28条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 （非常災害対策） 第30条 略 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。 （衛生管理等） 第31条 略 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。 (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。 （掲示） 第32条 略 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。	（非常災害対策） 第30条 略 （衛生管理等） 第31条 略 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u> （掲示） 第32条 略

改 正 後	現 行
<u>（虐待の防止）</u> <u>第37条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>（1）当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。</u> <u>（2）当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u> <u>（3）当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に</u> <u>対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u> <u>（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u> （地域との連携等） 第39条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市の職員（当該指定介護認知症対応型通所介護事業所が市の<u>区域外に所在する場合は、その所在する市町村の職員</u>）又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項及び第49条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、<u>テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</u>）（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 2～5 略 （記録の整備） 第40条 略 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する<u>次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</u> （1）～（6）略 （指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針） 第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 （1）・（2）略 （3）介護予防認知症対応型通所介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、<u>当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</u>	 （地域との連携等） 第39条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 2～5 略 （記録の整備） 第40条 略 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する<u>次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</u> （1）～（6）略 （指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針） 第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 （1）・（2）略 （3）介護予防認知症対応型通所介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、<u>当該計画の内容に沿って作成しなければならない。</u>

改 正 後	現 行												
(4)～(14) 略 (従業者の員数等) 第44条 略 2～5 略 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。 <table><tr><td>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</td><td>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、<u>指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設</u>、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院</td><td>介護職員</td></tr><tr><td>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</td><td>前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は<u>指定認知症対応型通所介護事業所</u></td><td>看護師又は准看護師</td></tr></table> 7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。 8・9 略 10 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）の利用に係る計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の</u>	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、 <u>指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設</u> 、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	介護職員	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は <u>指定認知症対応型通所介護事業所</u>	看護師又は准看護師	(4)～(14) 略 (従業者の員数等) 第44条 略 2～5 略 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。 <table><tr><td>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</td><td>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院</td><td>介護職員</td></tr><tr><td>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</td><td>前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、<u>指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</u></td><td>看護師又は准看護師</td></tr></table> 7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。 8・9 略 10 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）の利用に係る計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務</u>	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	介護職員	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、 <u>指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</u>	看護師又は准看護師
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、 <u>指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設</u> 、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	介護職員											
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は <u>指定認知症対応型通所介護事業所</u>	看護師又は准看護師											
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	介護職員											
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、 <u>指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</u>	看護師又は准看護師											

改 正 後	現 行
職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。 11 前項の介護支援専門員は、<u>指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第11項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。</u> 12 第10項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、<u>介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の研修を修了している者（第67条において「研修修了者」という。）</u>を置くことができる。 13 略 （管理者） 第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る<u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）</u>が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。 2 略 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準条例第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、<u>第72条第3項及び第73条において同じ。</u>）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、<u>指定地域密着型介護予防サービス基準第45条第3項に規定する厚生労働大臣が定める</u>	に従事し、又は当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。 11 前項の介護支援専門員は、<u>別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。</u> 12 第10項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、<u>介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を終了している者（第67条において「研修修了者」という。）</u>を置くことができる。 13 略 （管理者） 第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。<u>以下同じ。</u>）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る<u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。</u>）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。<u>以下同じ。</u>）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。<u>以下同じ。</u>）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。<u>以下同じ。</u>）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。 2 略 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準条例第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、<u>第72条第2項及び第73条において同じ。</u>）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、<u>別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</u>

改 正 後	現 行
研修を修了しているものでなければならない。 （指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者） 第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、<u>指定地域密着型介護予防サービス基準第46条に規定する</u>厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 （設備及び備品等） 第48条 略 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 （1）略 （2）宿泊室 ア・イ 略 ウ <u>ア及びイの基準を満たす</u>宿泊室（以下「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。 エ 略 3～5 略 （心身の状況等の把握） 第49条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第44条第12項の規定により、介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第67条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</u>）をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 （利用料等の受領） 第52条 略	（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者） 第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、<u>別に</u>厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 （設備及び備品等） 第48条 略 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 （1）略 （2）宿泊室 ア・イ 略 ウ <u>ア及びイを満たす</u>宿泊室（以下「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。 エ 略 3～5 略 （心身の状況等の把握） 第49条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第44条第12項の規定により、介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第67条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 （利用料等の受領） 第52条 略

改 正 後	現 行
2 略 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、<u>次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</u> (1)～(5) 略 (6) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが<u>適当と認められるもの</u> 4 前項第3号及び第4号に掲げる費用については、<u>指定地域密着型介護予防サービス基準第52条第4項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</u> 5 略 (運営規程) 第57条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(9) 略 <u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(11) 略</u> (定員の遵守) 第58条 略 <u>2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画であって、市が定めるものをいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市が次期の介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。</u> (非常災害対策) 第59条 略 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に<u>当たっては</u>、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。 (協力医療機関等)	2 略 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、<u>次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</u> (1)～(5) 略 (6) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが<u>適当と認められる費用</u> 4 前項第3号及び第4号に掲げる費用については、<u>別に</u>厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5 略 (運営規程) 第57条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(9) 略 <u>(10) 略</u> (定員の遵守) 第58条 略 (非常災害対策) 第59条 略 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に<u>当たって</u>、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。 (協力医療機関等)

奥州市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 後	現 行
第60条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めて<u>おかなければならない</u>。 2・3 略 （記録の整備） 第64条 略 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する<u>次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない</u>。 (1)～(8) 略 （準用） 第65条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条、<u>第28条の2及び第31条から第39条まで（第37条第4項を除く。）</u>の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「<u>運営規程（第57条に規定する重要事項に関する規程をいう。第32条第1項において同じ。）</u>」と、同項、<u>第28条第3項及び第4項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。</u> （指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針） 第66条 略 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、<u>その結果を公表し、常にその改善を図らなければならない</u>。 3～5 略 （指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針） 第67条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の方針は、第43条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1) 略 (2) 介護支援専門員は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、<u>指定介護予防支援等基準条例第32条各号に掲げる具体的取扱方針及び指定介護予防支援等基準条例第33条各号に掲げる留意点に沿って、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成するものとする</u>。	第60条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めて<u>おかねばならない</u>。 2・3 略 （記録の整備） 第64条 略 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する<u>次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない</u>。 (1)～(8) 略 （準用） 第65条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条、第31条から第36条まで、<u>第37条（第4項を除く。）から第39条までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第57条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、<u>第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。</u></u> （指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針） 第66条 略 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、<u>それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない</u>。 3～5 略 （指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針） 第67条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の方針は、第43条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1) 略 (2) 介護支援専門員は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、<u>指定介護予防支援等基準第30条各号に掲げる具体的取組方針及び指定介護予防支援等基準第31条各号に掲げる留意点に沿って、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成するものとする</u>。

改 正 後	現 行
(3) 介護支援専門員又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の研修修了者（以下この条において「介護支援専門員等」という。）は、第1号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行わなければならない。 (4)～(15) 略 （従業者の員数） 第71条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準条例第109条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第74条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。以下この項において同じ。）を行わせるために必要な数以上とする。ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合であり、かつ、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。 2・3 略 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、前3項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、指定地域密着型サービス基準条例第82条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該介護従業者は、<u>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。</u> 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所</u>ご	(3) 介護支援専門員又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の研修修了者（以下この条において「介護支援専門員等」という。）は、第1号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行わなくてはならない。 (4)～(15) 略 （従業者の員数） 第71条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準条例第109条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第74条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。）を行わせるために必要な数以上とする。 2・3 略 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、前各項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、指定地域密着型サービス基準条例第82条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該介護従業者は、<u>当該小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。</u> 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>共同生活住居</u>ごとに、保健医療サービス又は福祉サ

改 正 後	現 行
とに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができるものとする。 6 前項の計画作成担当者は、指定地域密着型介護予防サービス基準第70条第6項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。 7・8 略 9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の研修を修了している者を置くことができる。 10 略 11 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項から第10項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （管理者） 第72条 略 2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。 3 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型介護予防サービス基準第71条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 （指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者） 第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは	一ビスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の職務に従事することができるものとする。 6 前項の計画作成担当者は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。 7・8 略 9 略 10 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項から第9項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （管理者） 第72条 略 2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 （指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者） 第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サー

改 正 後	現 行
福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、 <u>指定地域密着型介護予防サービス基準第72条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</u>	ビス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、 <u>別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</u>
第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は <u>1以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）</u> とする。	第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は <u>1又は2</u> とする。ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であること <u>その他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。</u>
2～7 略	2～7 略
（身体的拘束等の禁止）	（身体的拘束等の禁止）
第78条 略	第78条 略
2 略	2 略
3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。	3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
（1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（ <u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</u> ）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。	（1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
（2）・（3）略	（2）・（3）略
（管理者による管理）	（管理者による管理）
第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは <u>指定地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）</u> の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。	第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは <u>地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。</u> ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。
（運営規程）	（運営規程）
第80条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第80条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
（1）略	（1）略
（2） <u>従業者の職種、員数及び職務の内容</u>	（2） <u>従業者の職種、員数及び職務内容</u>
（3）～（6）略	（3）～（6）略
<u>（7）虐待の防止のための措置に関する事項</u>	<u>（7）略</u>
<u>（8）略</u>	

改 正 後	現 行
（勤務体制の確保等） 第81条 略 2 前項の<u>従業者</u>の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u> 4 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> （記録の整備） 第85条 略 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する<u>次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</u> （1）～（7）略 （準用） 第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、<u>第28条の2</u>、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）、第56条、第59条及び第61条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「<u>運営規程（第80条に規定する重要事項に関する規程をいう。第32条第1項において同じ。）</u>」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「<u>介護予防認知症対応型通所介護従業者</u>」とあるのは「<u>介護従業者</u>」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「<u>介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者</u>」とあるのは「<u>介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者</u>」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「<u>介護予防小規模多機能型居宅介護事業者</u>」とあるのは「<u>介護従業者</u>」と、第59条中「<u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者</u>」とあるのは「<u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者</u>」と読み替えるものとする。 （指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針）	（勤務体制の確保等） 第81条 略 2 前項の<u>介護従業者</u>の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 （記録の整備） 第85条 略 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する<u>次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</u> （1）～（7）略 （準用） 第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第31条から第34条まで、第36条、<u>第37条（第4項を除く。）</u>、第38条、第39条（第5項を除く。）、第56条、第59条及び第61条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「<u>第80条に規定する重要事項に関する規程</u>」と、「<u>介護予防認知症対応型通所介護従業者</u>」とあるのは「<u>介護従業者</u>」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第32条中「<u>介護予防認知症対応型通所介護従業者</u>」とあるのは「<u>介護従業者</u>」と、第39条第1項中「<u>介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者</u>」とあるのは「<u>介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者</u>」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「<u>介護予防小規模多機能型居宅介護事業者</u>」とあるのは「<u>介護従業者</u>」と、第59条中「<u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者</u>」とあるのは「<u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者</u>」と読み替えるものとする。 （指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針）

改 正 後	現 行
第87条 略 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に<u>次に掲げるいずれかの評価</u>を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。 (1) <u>外部の者による評価</u> (2) <u>前条において準用する第39条第1項に規定する運営推進会議における評価</u> 3～5 略 第5章 補則 (電磁的記録等) <u>第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第65条及び第86条において準用する場合を含む。）及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u> <u>2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u> (委任) 第92条 略 附 則 1 略 (経過措置) 2 介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号。以下「平成18年改正令」という。）附則第3条の規定により指定介護予防認知症対応型通所介護事業者とみなされた者に係る第7条第2項及び第11条第2項の規定の適用については、第6条第2項中「者であって、<u>指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</u>（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基	第87条 略 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に<u>外部の者による評価</u>を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。 3～5 略 第5章 補則 (委任) 第91条 略 附 則 1 略 (経過措置) 2 介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号。以下「平成18年改正令」という。）附則第3条の規定により指定介護予防認知症対応型通所介護事業者とみなされた者に係る第7条第2項及び第11条第2項の規定の適用については、第6条第2項中「者であって、<u>別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの</u>」とあるのは「者」と、第10条第2項中「者であって、第6条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」とする。

奥州市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 後	現 行
準」という。)第6条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあり、及び第10条第2項中「者であつて、<u>指定地域密着型介護予防サービス基準</u>第6条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」とする。 3～5 略	3～5 略

奥州市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例新旧対照表（第3条関係）

改 正 後	現 行
目次 第1章～第5章 略 <u>第6章 補則（第35条・第36条）</u> 附則 （基本方針） 第2条 略 2～4 略 <u>5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> <u>6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> （内容及び手続の説明並びに同意） 第6条 略 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</u> <u>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</u> <u>4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定する情報通信技術をいう。）を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</u> (1)・(2) 略 <u>5 略</u> <u>6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</u> <u>7 指定介護予防支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u>	目次 第1章～第5章 略 附則 （基本方針） 第2条 略 2～4 略 （内容及び手続の説明並びに同意） 第6条 略 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。 <u>3 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</u> (1)・(2) 略 <u>4 略</u> <u>5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</u> <u>6 指定介護予防支援事業者は、第3項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u>

奥州市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例新旧対照表（第3条関係）

改 正 後	現 行
(1) <u>第4項各号</u>に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの (2) 略 <u>8</u> 略 (サービス提供困難時の対応) 第8条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該指定介護予防支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。 (利用料等の受領) 第12条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援（<u>法第58条第4項</u>の規定に基づき介護予防サービス計画費（同条第1項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の額と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 (指定介護予防支援の業務の委託) 第14条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、<u>次に掲げる事項を遵守</u>しなければならない。 (1)～(4) 略 (法定代理受領サービスに係る報告) 第15条 指定介護予防支援事業者は、毎月、国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービス（<u>法第53条第4項</u>の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。 2 略 (運営規程) 第19条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めるものとする。	(1) <u>第3項各号</u>に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの (2) 略 <u>7</u> 略 (サービス提供困難時の対応) 第8条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該指定介護予防支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、<u>適当な他の指定介護予防支援事業者の紹介</u>その他の必要な措置を講じなければならない。 (利用料等の受領) 第12条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援（<u>法58条第4項</u>の規定に基づき介護予防サービス計画費（同条第1項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の額と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 (指定介護予防支援の業務の委託) 第14条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、<u>次の各号に掲げる事項を遵守</u>しなければならない。 (1)～(4) 略 (法定代理受領サービスに係る報告) 第15条 指定介護予防支援事業者は、毎月、<u>市（法第53条第7項において読み替えて準用する法第41条第10項の規定により法第53条第6項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）</u>に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービス（<u>法53条第4項</u>の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。 2 略 (運営規程) 第19条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）<u>として次に掲げる事項を定めるものとする。</u>

奥州市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例新旧対照表（第3条関係）

改 正 後	現 行
(1) 略 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3)～(5) 略 <u>(6) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(7) 略</u> （勤務体制の<u>確保</u>等） 第20条 略 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員によって指定介護予防支援を提供しなければならない。ただし、担当職員を補助する業務については、この限りでない。 3 略 4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 （業務継続計画の策定等） <u>第20条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u> <u>2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。</u> <u>3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u> （感染症の予防及びまん延の防止のための措置） <u>第22条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。</u> <u>(2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u> <u>(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための</u>	(1) 略 (2) <u>担当職員その他の</u>従業者の職種、員数及び職務の内容 (3)～(5) 略 <u>(6) 略</u> （勤務体制の<u>確保</u>） 第20条 略 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員によって指定介護予防支援の<u>業務</u>を提供しなければならない。ただし、担当職員を補助する業務については、この限りでない。 3 略

奥州市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例新旧対照表（第3条関係）

改 正 後	現 行
<u>研修及び訓練を定期的に実施すること。</u> （掲示） 第23条 略 <u>2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u> <u>（虐待の防止）</u> <u>第28条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>（1）当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。</u> <u>（2）当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u> <u>（3）当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</u> <u>（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u> （記録の整備） 第30条 略 2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する<u>次に掲げる文書又は記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</u> （1）～（5）略 （指定介護予防支援の具体的取扱方針） 第32条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 （1）～（8）略 （9）担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、<u>利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共に共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</u>	（掲示） 第23条 略 （記録の整備） 第30条 略 2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する<u>次の各号に掲げる文書又は記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</u> （1）～（5）略 （指定介護予防支援の具体的取扱方針） 第32条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 （1）～（8）略 （9）担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共に共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

奥州市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例新旧対照表（第3条関係）

改 正 後	現 行
ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。 (10)～(14) 略 <u>(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）又は薬剤師に提供するものとする。</u> (15)～(20) 略 (21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て<u>主治の医師等</u>の意見を求めなければならない。 <u>(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。</u> (22)～(28) 略 第6章 補則 <u>（電磁的記録等）</u> 第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者並びに基準該当介護予防支援の事業を行う者及び基準該当介護予防支援の提供に当たる者（次項において「指定介護予防支援事業者等」という。）は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（前条において準用する場合を含む。）及び第32条第26号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 <u>2 指定介護予防支援事業者等は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u> <u>（委任）</u> 第36条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。	(10)～(14) 略 (15)～(20) 略 (21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て<u>主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）</u>の意見を求めなければならない。 (22)～(28) 略

奥州市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第４条関係）

改 正 後	現 行
目次 第１章～第４章 略 第５章 補則（第33条・第34条） 附則 （基本方針） 第３条 略 ２ 略 ３ 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第８条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者（法第41条第１項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。）等に不当に偏することのないよう、公正中立に<u>行</u>わなければならない。 ４ 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、法第115条の46第１項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の７の２に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第１項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第１項第１号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。 <u>５ 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> <u>６ 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> （内容及び手続の説明及び同意） 第６条 略 ２ 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第８条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）が第３条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第42条の２第１項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）によって提供されたものが占める割合等</u>につき説明を行い、理解を得なければならない。	目次 第１章～第４章 略 第５章 補則（第33条） 附則 （基本方針） 第３条 略 ２ 略 ３ 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第８条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者（法第41条第１項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。）等に不当に偏することのないよう、公正中立に<u>行</u>われなければならない。 ４ 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、法第115条の46第１項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の７の２に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第１項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第１項第１号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。 （内容及び手続の説明及び同意） 第６条 略 ２ 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画（法第８条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）が第３条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

奥州市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第4条関係）

改 正 後	現 行
3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用申込者又はその家族</u>に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。 4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術（<u>デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定する情報通信技術をいう。</u>）を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「<u>電磁的方法</u>」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族に当該文書を交付したものとみなす。 (1) <u>電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</u> ア <u>指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u> イ <u>指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</u> (2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u> 5・6 略 7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる<u>次に掲げる電磁的方法の種類及び内容</u>を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 (1) <u>第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの</u> (2) <u>ファイルへの記録の方式</u> 8 略 （利用料等の受領） 第12条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（同条第1項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）<u>の額と</u>、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 2・3 略	3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用者又はその家族</u>に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。 4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるもの（以下この条において「<u>電磁的方法</u>」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族に当該文書を交付したものとみなす。 5・6 略 7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる<u>規則で定める電磁的方法の種類及び内容</u>を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 8 略 （利用料等の受領） 第12条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（同条第2項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 2・3 略

奥州市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第4条関係）

改正後	現 行
（指定居宅介護支援の具体的取扱方針） 第15条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 <u>(1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。</u> <u>(2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。</u> <u>(3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。</u> <u>(4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス（法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。</u> <u>(5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。</u> <u>(6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。</u> <u>(7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</u> <u>(8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。</u> <u>(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電</u>	（指定居宅介護支援の具体的取扱方針） 第15条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、規則で定める。

奥州市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第4条関係）

改 正 後	現 行
話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。 (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。 (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。 (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。 (13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。 (14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供するものとする。 (15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。 イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。 (16) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。 ア 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合 イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合 (17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。 (18) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の	

奥州市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第4条関係）

改 正 後	現 行
<u>提供を行うものとする。</u> (19) <u>介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所をしようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。</u> (20) <u>介護支援専門員は、居宅サービス計画に指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。次号において「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第18号の2に規定する厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（同号に規定する厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。</u> (21) <u>介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が指定居宅介護支援等基準第13条第18号の3に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。</u> (22) <u>介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。</u> (23) <u>前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。</u> (24) <u>介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。</u> (25) <u>介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。</u> (26) <u>介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。</u> (27) <u>介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用</u>	

奥州市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第4条関係）

改 正 後	現 行
<u>の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。</u> <u>(28) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（同項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。</u> <u>(29) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。</u> <u>(30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。</u> <u>(31) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。</u> （法定代理受領サービスに係る報告） 第16条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、<u>市町村</u>（法第41条第10項の規定に基づき同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画に位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第41条第6項の規定に基づき居宅介護サービス費が利用者に代わり同条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス（同項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）をいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。 2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスに係る同項に規定する特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、<u>市町村</u>（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。 （利用者に関する<u>市町村</u>への通知） 第18条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を<u>市町村</u>に通知しなければならない。 (1)・(2) 略 （管理者の職務）	（法定代理受領サービスに係る報告） 第16条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、<u>市</u>（法第41条第10項の規定に基づき同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画に位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第41条第6項の規定に基づき居宅介護サービス費が利用者に代わり同条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス（同項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）をいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。 2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスに係る同項に規定する特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、<u>市</u>（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。 （利用者に関する<u>市</u>への通知） 第18条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を<u>市</u>に通知しなければならない。 (1)・(2) 略 （管理者の職務）

奥州市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第4条関係）

改 正 後	現 行
第19条 略 2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者<u>にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</u> （運営規程） 第20条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めるものとする。 (1) 略 (2) <u>従業者の職種、員数及び職務内容</u> (3)～(5) 略 <u>(6) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(7) 略</u> （勤務体制の確保等） 第21条 略 2・3 略 4 <u>指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> （業務継続計画の策定等） 第21条の2 <u>指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u> 2 <u>指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u> 3 <u>指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u> <u>（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）</u> 第23条の2 <u>指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) <u>当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催する</u>	第19条 略 2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者に<u>第6条から第31条までの規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</u> （運営規程） 第20条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）<u>として次に掲げる事項を定めるものとする。</u> (1) 略 (2) <u>職員の職種、員数及び職務内容</u> (3)～(5) 略 <u>(6) 略</u> （勤務体制の確保等） 第21条 略 2・3 略

奥州市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第4条関係）

改 正 後	現 行
とともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。 (2) <u>当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u> (3) <u>当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。</u> （掲示） 第24条 略 2 <u>指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u> （秘密保持等） 第25条 略 2 略 3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。 （指定居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等） 第27条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の<u>指定居宅サービス事業者等</u>によるサービスを当該居宅サービス計画に位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。 2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の<u>指定居宅サービス事業者等</u>によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。 3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の<u>指定居宅サービス事業者等</u>によるサービスを利用させることの対償として、当該<u>指定居宅サービス事業者等</u>から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。 （苦情処理） 第28条 略 2 略 3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定に基づき<u>市町村</u>が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は<u>市町村</u>の職員からの質問若しくは照会に応じ、及	（掲示） 第24条 略 （秘密保持等） 第25条 略 2 略 3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議（<u>介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に記載された指定居宅サービス等を提供する担当者を招集して行う会議をいう。</u>）等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。 （居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等） 第27条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の<u>居宅サービス事業者等</u>によるサービスを当該居宅サービス計画に位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。 2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の<u>居宅サービス事業者等</u>によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。 3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の<u>居宅サービス事業者等</u>によるサービスを利用させることの対償として、当該<u>居宅サービス事業者等</u>から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。 （苦情処理） 第28条 略 2 略 3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定に基づき<u>市</u>が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は<u>市</u>の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者

奥州市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第4条関係）

改 正 後	現 行
び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。 5～7 略 （事故発生時の対応） 第29条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 2・3 略 （虐待の防止） 第29条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。 (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 （記録の整備） 第31条 略 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) 第15条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録 (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳 ア 居宅サービス計画 イ 第15条第7号に規定するアセスメントの結果の記録 ウ 第15条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録 エ 第15条第15号に規定するモニタリングの結果の記録 (3) 第18条に規定する市町村への通知に係る記録 (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (5) 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 4 指定居宅介護支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。 5～7 略 （事故発生時の対応） 第29条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 2・3 略 （記録の整備） 第31条 略 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

奥州市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第4条関係）

改 正 後	現 行
（準用） 第32条 第3条、前2章（第28条第6項及び第7項を除く。）の規定は、法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第6条第1項中「第20条」とあるのは「第32条において準用する第20条」と、第12条第1項中「指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（同条第1項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に限るものを除く。）」とあるのは「法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援」と、「同条第2項に規定する居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「同条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。 第5章 補則 （電磁的記録等） 第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者並びに基準該当居宅介護支援の事業を行う者及び基準該当居宅介護支援の提供に当たる者（次項において「指定居宅介護支援事業者等」という。）は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（前条において準用する場合を含む。）及び第15条第27号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 2 指定居宅介護支援事業者等は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。 （委任） 第34条 略	（準用） 第32条 第3条、<u>第2章及び第3章</u>（第28条第6項及び第7項を除く。）の規定は、法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第6条第1項中「第20条」とあるのは「第32条において準用する第20条」と、第12条第1項中「指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（同条第1項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に限るものを除く。）」とあるのは「法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援」と、「同条第2項に規定する居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「同条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。 第5章 補則 第33条 略

奥州市手数料条例新旧対照表

改 正 後			現 行		
別表第 1 （第 2 条関係）			別表第 1 （第 2 条関係）		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
略	略	略	略	略	略
30 削除			30 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付	個人番号カードの再交付手数料	1 件につき 800円
略	略	略	略	略	略
備考 1・2 略			備考 1・2 略 3 30の項の再交付は、追記欄の余白がなくなった場合、個人番号若しくは住民票コードの変更により返納した場合又は国外転出により返納した場合の再交付を除く。		

奥州市個人情報保護条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(個人情報の提供先への通知) 第34条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めたときは、当該個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、<u>内閣総理大臣及び番号法第19条第8号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なくその旨を書面により通知するものとする。 (利用停止請求の手續) 第36条 略 2 利用停止請求をする者は、本人、第35条第2項に規定する法定代理人又は実施機関が特別な理由があると認めた代理人（特定個人情報にあつては、本人、<u>前条第2項</u>に規定する法定代理人又は本人の委任による代理人）であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。 3 略	(個人情報の提供先への通知) 第34条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めたときは、当該個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、<u>総務大臣及び番号法第19条第7号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なくその旨を書面により通知するものとする。 (利用停止請求の手續) 第36条 略 2 利用停止請求をする者は、本人、第35条第2項に規定する法定代理人又は実施機関が特別な理由があると認めた代理人（特定個人情報にあつては、本人、<u>第35条の2第2項</u>に規定する法定代理人又は本人の委任による代理人）であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。 3 略

えさし郷土文化館条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後

（休館日）

第4条 郷土文化館の休館日は、1月1日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（開館時間）

第5条 郷土文化館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（1）略

（2）前号に掲げる日以外の日 午前9時30分から午後4時まで

（使用料の減免）

第10条 市長（指定管理者が利用料金を収受する場合においては、指定管理者。次条において同じ。）は、必要があると認めるときは、規則で定めるところ（指定管理者が利用料金を収受する場合においては、第14条第3項の規定により定めた基準によるところ。次条において同じ。）により使用料（指定管理者が利用料金を収受する場合においては、利用料金。次条において同じ。）を減額し、又は免除することができる。

別表（第8条、第9条関係）

区分	個人入場料 （1人1回につき）	団体入場料 （1人1回につき）
大人	400円	300円
高校生	300円	200円
小・中学生	200円	150円

備考

1 団体入場料は、10人以上の団体について適用する。

2 特別な資料を展示した場合においては、その資料を観覧しようとするものに係る使用料の額は、この表に掲げる額に市長が別に定める額を加算した額とする。

現 行

（休館日）

第4条 郷土文化館は、無休とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（開館時間）

第5条 郷土文化館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（1）略

（2）前号に掲げる日以外の日 午前9時から午後4時まで

（使用料の減免）

第10条 市長（指定管理者が利用料金を収受する場合においては、指定管理者。以下次条において同じ。）は、必要があると認めるときは、規則で定めるところ（指定管理者が利用料金を収受する場合においては、第14条第3項の規定により定めた基準によるところ。以下次条において同じ。）により使用料（指定管理者が利用料金を収受する場合においては、利用料金。以下次条において同じ。）を減額し、又は免除することができる。

別表（第8条、第9条関係）

区分	個人入場料 （1人1回につき）	団体入場料 （1人1回につき）
大人	300円	250円
高校生	200円	150円
小・中学生	150円	100円

備考

1 団体入場料は、15人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。

2 特別な資料を展示した場合においては、その資料を観覧しようとするものに係る使用料の額は、この表に掲げる額に市長が別に定める額を加算した額とする。

3 郷土文化館及びえさし藤原の郷の両施設に入場する場合の郷土文化館の使用料は、次のとおりとする。

区分	個人入場料 （1人1回につき）	団体入場料 （1人1回につき）
大人	250円	200円
高校生	150円	100円
小・中学生	100円	50円

奥州市種山高原交流施設条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 後	現 行																																																														
（開所期間） 第4条 交流施設の開所期間は、<u>4月1日から11月30日まで</u>とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。 （使用料の減免） 第9条 市長（指定管理者が利用料金を収受する場合においては、指定管理者。次条において同じ。）は、必要があると認めるときは、規則で定めるところ（指定管理者が利用料金を収受する場合においては、第13条第3項の規定により定めた基準によるところ。次条において同じ。）により使用料（指定管理者が利用料金を収受する場合においては、利用料金。次条において同じ。）を減額し、又は免除することができる。 別表（第7条、第8条関係） <table><tr><th>区分</th><th colspan="3">単位</th><th>使用料</th></tr><tr><td rowspan="3">コテージ</td><td rowspan="3">1棟</td><td>1泊</td><td>基本料金</td><td>10,000円</td></tr><tr><td></td><td>1人につき</td><td>1,000円</td></tr><tr><td colspan="2">日帰り</td><td>6,000円</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td colspan="2">略</td><td>略</td></tr><tr><td>浴場</td><td colspan="3">1回</td><td>500円</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td colspan="2">略</td><td>略</td></tr></table> 備考 略	区分	単位			使用料	コテージ	1棟	1泊	基本料金	10,000円		1人につき	1,000円	日帰り		6,000円	略	略	略		略	浴場	1回			500円	略	略	略		略	（開所期間） 第4条 交流施設の開所期間は、<u>5月1日から11月15日まで</u>とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。 （使用料の減免） 第9条 市長（指定管理者が利用料金を収受する場合においては、指定管理者。以下次条において同じ。）は、必要があると認めるときは、規則で定めるところ（指定管理者が利用料金を収受する場合においては、第13条第3項の規定により定めた基準によるところ。<u>以下次条において同じ。</u>）により使用料（指定管理者が利用料金を収受する場合においては、利用料金。<u>以下次条において同じ。</u>）を減額し、又は免除することができる。 別表（第7条、第8条関係） <table><tr><th>区分</th><th colspan="3">単位</th><th>使用料</th></tr><tr><td rowspan="3">コテージ</td><td rowspan="3">1棟</td><td>1泊</td><td>基本料金</td><td>9,000円</td></tr><tr><td></td><td>1人につき</td><td>1,000円</td></tr><tr><td colspan="2">日帰り</td><td>6,000円</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td colspan="2">略</td><td>略</td></tr><tr><td>浴場</td><td colspan="3">1回</td><td>200円</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td colspan="2">略</td><td>略</td></tr></table> 備考 略	区分	単位			使用料	コテージ	1棟	1泊	基本料金	9,000円		1人につき	1,000円	日帰り		6,000円	略	略	略		略	浴場	1回			200円	略	略	略		略
区分	単位			使用料																																																											
コテージ	1棟	1泊	基本料金	10,000円																																																											
			1人につき	1,000円																																																											
		日帰り		6,000円																																																											
略	略	略		略																																																											
浴場	1回			500円																																																											
略	略	略		略																																																											
区分	単位			使用料																																																											
コテージ	1棟	1泊	基本料金	9,000円																																																											
			1人につき	1,000円																																																											
		日帰り		6,000円																																																											
略	略	略		略																																																											
浴場	1回			200円																																																											
略	略	略		略																																																											

えさし藤原の郷条例新旧対照表（第3条関係）

改 正 後

（休園）

第4条 藤原の郷の休園日は、1月1日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（開園時間）

第5条 藤原の郷の開園時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 略

(2) 前号に掲げる日以外の日 午前9時30分から午後4時まで

別表（第8条関係）

区分	個人入場料 <u>（1人1回につき）</u>	団体入場料 <u>（1人1回につき）</u>
大人	<u>1,000円</u>	<u>800円</u>
高校生	<u>800円</u>	<u>600円</u>
小・中学生	<u>500円</u>	<u>400円</u>

備考 団体入場料は、10人以上の団体について適用する。

現 行

（休園）

第4条 藤原の郷は、年中無休とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（開園時間）

第5条 藤原の郷の開園時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 略

(2) 前号に掲げる日以外の日 午前9時から午後4時まで

別表（第8条関係）

区分	個人入場料 <u>（1人1回につき）</u>	団体入場料 <u>（1人1回につき）</u>
大人	<u>800円</u>	<u>600円</u>
高校生	<u>500円</u>	<u>400円</u>
小・中学生	<u>300円</u>	<u>200円</u>

備考 団体入場料は、15人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。

ひめかゆ健康の森条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後						現 行			
別表（第4条関係）						別表（第4条関係）			
区分	1回券	7回券	半日券	1日券	シーズン券（ 5月1日から 10月31日まで 又は11月1日 から翌年4月 30日まで）	区分		使用料	
大人（高校生以上）	200円	1,200円	1,200円	2,200円	12,000円	回数券	1人、1基、 片道1回当 たり	1回券	200円
子ども（小学生及び 中学生）	200円	1,200円	600円	1,200円	5,000円			7回券	1,200円
						時間券	1人当たり	午前券（使用開始から午後1時まで）	1,200円
								午後券（正午から使用終了まで）	1,200円
						日数券	1人、1日当 たり	ウィークデー券（11月1日から翌年4月30日までの期間 内で12月28日から翌年1月15日までを除く月曜日から金 曜日までの平日）	1,500円
								1日券（ウィークデー券以外の日）	2,000円
								グループ4・ウィークデー券（11月1日から翌年4月30 日までの期間内の4人1組の使用で、12月28日から翌年 1月15日までを除く月曜日から金曜日までの平日）	1,200円
								グループ4・休日券（11月1日から翌年4月30日までの 期間内の4人1組の使用で、グループ4・ウィークデー 券以外の日）	1,500円
								ファミリー大人券（11月1日から翌年4月30日までの期 間内に子供を同伴して使用する場合）	2,000円
								ファミリー子供券（11月1日から翌年4月30日までの期 間内に大人に同伴されて使用する場合）	1,000円
						期間券	1人当たり	シーズン大人券（5月1日から10月31日まで又は11月1 日から翌年4月30日まで）	10,000円
								シーズン子供券（5月1日から10月31日まで又は11月1 日から翌年4月30日まで）	5,000円
						備考			
						1 大人とは、中学生以上のものとする。			
						2 就学前の幼児は、無料とする。			

国見平スキー場条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 後						現 行					
別表（第6条関係）						別表（第6条関係）					
1 リフト						1 リフト					
区分	1回券	11回券	半日券	1日券	シーズン券	乗車区分 区分	1回券	11回券	半日券	1日券	シーズン券
大人(高校生以上)	200円	2,000円	1,500円	2,700円	15,000円	大人	200円	2,000円	1,500円	2,700円	15,000円 市外
											8,000円 市内
子ども(小学生及び中学生)	200円	2,000円	1,000円	2,000円	6,000円	子供	200円	2,000円	1,000円	2,000円	7,000円 市外
											3,000円 市内
						高齢者	200円	2,000円	1,000円	2,000円	15,000円 市外
											8,000円 市内
2 貸スキー 表 略						備考					
						1 大人とは、高校生以上をいう。					
						2 子供とは、中学生以下をいう。					
						3 高齢者とは、60歳以上をいう。					
						4 市外とは、市外の住民が使用する場合をいう。					
						5 市内とは、市民が使用する場合をいう。					
						2 貸スキー 表 略					

奥州市公共下水道事業受益者負担に関する条例新旧対照表（第 1 条関係）

改 正 後	現 行																
（受益者の負担金の額） 第 4 条 受益者が負担する負担金の額は、当該受益者が次条第 1 項の告示の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で、同項の規定により告示された区域内のものの地積に、1 平方メートル当たり次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる金額を乗じて得た額とする。 <table> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> <tr> <td>水沢姉体町字南白山の一部、字樋ノ口、字南新田下の一部、字小庄、字小槻の一部、字八幡の一部、字天神林の一部、字宿の一部、字五百刈田の一部</td><td>250円</td></tr> <tr> <td>胆沢小山字龍ヶ馬場、字岩ヶ馬場、字尼沼、字下笹森の一部、字二枚橋の一部、字附野の一部、字笹森の一部、字北笹森の一部、字森下の一部、字森の一部、字上長根の一部、字北長檀の一部、字南長檀の一部</td><td>300円</td></tr> <tr> <td>上記以外の区域</td><td>380円</td></tr> </table> （負担金の賦課免除） 第13条 都市計画法第 4 条第 6 項に規定する都市計画施設の用に供している土地で、国又は地方公共団体が公共の用に供するものについては、負担金を賦課しない。	区分	金額	水沢姉体町字南白山の一部、字樋ノ口、字南新田下の一部、字小庄、字小槻の一部、字八幡の一部、字天神林の一部、字宿の一部、字五百刈田の一部	250円	胆沢小山字龍ヶ馬場、字岩ヶ馬場、字尼沼、字下笹森の一部、字二枚橋の一部、字附野の一部、字笹森の一部、字北笹森の一部、字森下の一部、字森の一部、字上長根の一部、字北長檀の一部、字南長檀の一部	300円	上記以外の区域	380円	（受益者の負担金の額） 第 4 条 受益者が負担する負担金の額は、当該受益者が次条第 1 項の告示の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で、同項の規定により告示された区域内のものの地積に、1 平方メートル当たり次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる金額を乗じて得た額とする。 <table> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> <tr> <td>公共下水道事業姉体処理分区、公共下水道事業胆沢第 1 処理分区及び公共下水道事業胆沢第 3 処理分区を除く下水道処理区域</td><td>380円</td></tr> <tr> <td>公共下水道事業姉体処理分区</td><td>250円</td></tr> <tr> <td>公共下水道事業胆沢第 1 処理分区及び公共下水道事業胆沢第 3 処理分区</td><td>300円</td></tr> </table> （負担金の賦課免除） 第13条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地で、都市計画法第 4 条第 5 項に規定する都市施設の用に供するものについては、負担金を賦課しない。	区分	金額	公共下水道事業姉体処理分区、公共下水道事業胆沢第 1 処理分区及び公共下水道事業胆沢第 3 処理分区を除く下水道処理区域	380円	公共下水道事業姉体処理分区	250円	公共下水道事業胆沢第 1 処理分区及び公共下水道事業胆沢第 3 処理分区	300円
区分	金額																
水沢姉体町字南白山の一部、字樋ノ口、字南新田下の一部、字小庄、字小槻の一部、字八幡の一部、字天神林の一部、字宿の一部、字五百刈田の一部	250円																
胆沢小山字龍ヶ馬場、字岩ヶ馬場、字尼沼、字下笹森の一部、字二枚橋の一部、字附野の一部、字笹森の一部、字北笹森の一部、字森下の一部、字森の一部、字上長根の一部、字北長檀の一部、字南長檀の一部	300円																
上記以外の区域	380円																
区分	金額																
公共下水道事業姉体処理分区、公共下水道事業胆沢第 1 処理分区及び公共下水道事業胆沢第 3 処理分区を除く下水道処理区域	380円																
公共下水道事業姉体処理分区	250円																
公共下水道事業胆沢第 1 処理分区及び公共下水道事業胆沢第 3 処理分区	300円																

奥州市公共下水道事業受益者分担金条例新旧対照表（第２条関係）

改 正 後		現 行	
別表（第４条関係）		別表（第４条関係）	
区分	金額	区分	金額
水沢姉体町字南白山の一部、字樋ノ口、字南新田下の一部、字小庄、字小槻の一部、字八幡の一部、字天神林の一部、字宿の一部、字五百刈田の一部	250円	公共下水道事業姉体処理分区、公共下水道事業胆沢第１処理分区、公共下水道事業胆沢第２処理分区、公共下水道事業胆沢第３処理分区、公共下水道事業胆沢第４処理分区及び公共下水道事業胆沢第５処理分区を除く下水道処理区域	380円
胆沢小山字龍ヶ馬場、字岩ヶ馬場、字尼沼、字下笹森の一部、字二枚橋の一部、字附野の一部、字笹森の一部、字北笹森の一部、字森下の一部、字森の一部、字上長根の一部、字北長檀の一部、字南長檀の一部	300円	公共下水道事業姉体処理分区	250円
上記以外の区域	380円	公共下水道事業胆沢第１処理分区、公共下水道事業胆沢第２処理分区、公共下水道事業胆沢第３処理分区、公共下水道事業胆沢第４処理分区及び公共下水道事業胆沢第５処理分区	300円

奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改 正 後	現 行
目次 第 1 章～第 5 章 略 第 6 章 補則（第50条・第51条） 附則 （保育所等との連携） 第 7 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第 1 項、第15条第 1 項及び第 2 項、第16条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第17条並びに第18条第 1 項から第 3 項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。<u>以下この号及び第 4 項第 1 号において同じ。</u>）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2 ～ 5 略 第 6 章 補則 （電磁的記録） <u>第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u> （補則） <u>第51条</u> 略	目次 第 1 章～第 5 章 略 第 6 章 補則（第50条） 附則 （保育所等との連携） 第 7 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第 1 項、第15条第 1 項及び第 2 項、第16条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第17条並びに第18条第 1 項から第 3 項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第 3 号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2 ～ 5 略 第 6 章 補則 <u>第50条</u> 略